相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県芦屋市竹園町一番、最後の住所兵庫県芦屋市竹園町一番二〇―五〇四号　被相続人　亡　木下　成治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日

兵庫県尼崎市御園町二一番地ＭＧ尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市田井四丁目二一三三番地、最後の住所岡山市南区浜野四丁目一八番一三号　被相続人　亡　長谷川一政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日

事務所岡山市北区野田三丁目一九番七号　相続財産管理人　秀岡　康則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市中垣内五丁目五七五番地、最後の住所大阪府大東市三箇二丁目一一番一三号　被相続人　亡　木坂　利則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日

広島県三次市下志和地町六一四番地二、事務所広島県三次市十日市東一丁目五番六号　福原ビル二ＦＢ　相続財産管理人　司法書士　上里　康弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県北宇和郡津島町大字岩渕丙六八三番地、最後の住所愛媛県北宇和郡津島町北灘乙一〇三四番地　被相続人　亡　桝本　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日

愛媛県宇和島市佐伯町二丁目三番二九号　相続財産管理人　増田　吉利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉南区沼緑町五丁目三五五番地一〇、最後の住所東京都稲城市向陽台四丁目四番地の二　ビュープラザ向陽台二―一二一二　被相続人　亡　手嶋　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日

北九州市小倉南区富士見二丁目二番四号　相続財産管理人　司法書士　野村　明広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡与論町大字茶花二二九番地二、最後の住所鹿児島県大島郡与論町大字茶花二二九番地一一　被相続人　亡　喜山　哲郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日

事務所鹿児島県大島郡与論町大字茶花三〇九番地五　相続財産管理人　司法書士　田畑　剛俊

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

(二)　登録番号　神奈川県知事登録旅行業第三―九四六号

(三)　商号　株式会社エクストリームネイチャー

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社エクストリームネイチャー　横浜市西区平沼一丁目三番地　代表取締役　平田　宏樹

(五)　主たる営業所の所在地　横浜市西区平沼一丁目三番一〇号ユニハイム四〇二

(六)　旅行業の登録年月日　平成二十一年十一月二十日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十五年十一月十九日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十五年十二月九日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会　会長　菊間　潤吾

債権申出の公告

当社は、昭和五十九年十月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十五年七月十六日横浜地方裁判所より当清算人が選任されました。当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

また、当社の株式を所有する方においても本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

神奈川県大和市鶴間二丁目一三番三四号　有限会社大洋不動産　清算人弁護士　南木　道雄

連絡先　神奈川県大和市大和東二丁目二番三―三〇一号　南木法律事務所

第31期決算公告

平成25年12月9日
東京都品川区荏原４丁目16番14号
三英興産株式会社
代表取締役　大場　雄介

貸借対照表の要旨（平成25年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,583
	固定資産	585,143
	合計	666,726
負債及び純資産の部	流動負債	45,498
	固定負債	104,922
	株主資本	516,306
	資本金	80,000
	資本剰余金	140,000
	（資本準備金）	(140,000)
	利益剰余金	296,306
	（利益準備金）	(7,360)
	（その他利益剰余金）	(288,946)
	（うち当期純利益）	(24,063)
	合計	666,726

第21期決算公告

平成25年12月9日
千葉県市川市田尻１丁目９番11号
エヌ・シー・フーズ株式会社
代表取締役　内田　寛

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	638,312
	固定資産	80,828
	合計	719,140
負債及び純資産の部	流動負債	490,423
	固定負債	0
	株主資本	228,717
	資本金	30,000
	利益剰余金	198,717
	（利益準備金）	(7,500)
	（その他利益剰余金）	(191,217)
	（うち当期純利益）	(9,740)
	合計	719,140

第67期決算公告

平成25年12月9日
埼玉県越谷市西方3130番地５
教科書販売株式会社
代表取締役社長　天野　文裕

貸借対照表の要旨（平成25年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,121,596
	固定資産	5,555,601
	合計	6,677,197
負債及び純資産の部	流動負債	122,202
	固定負債	2,116,381
	株主資本	4,438,614
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,418,614
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,413,614
	（うち当期純利益）	(161,692)
	合計	6,677,197